

[別記様式第1号]

漁港機能増進事業基本計画書

1 地区名 小坪

2 位置図等

都道府県名	神奈川県	所管名	本土	関係市町村名	逗子市
地域指定	市街化区域（第2種住居地）				
整備対象漁港名	第1種 小坪漁港			整備対象漁場名 (関係漁港名等)	-
位置図	別添のとおり				

3 地区の概要

小坪漁港	属地陸揚量	70 トン	属人漁獲量	63 トン	属地陸揚金額	74 百万円
	登録漁船数	54 隻	利用漁船数	69 隻	利用遊漁船等	隻
	主な漁業種類 採藻、わかめ類養殖、引き寄せ網、その他刺網			主な魚種 わかめ、しらす、さざえ		
地区の特徴・圏域計画との関係						
<p>小坪漁港は、神奈川県三浦半島の付け根に位置する相模湾に面した逗子市唯一の漁港で、そこで営まれる小坪の漁業は、鎌倉時代から続く長い歴史を経てきた伝統を有している。</p> <p>漁港整備は、民間会社が昭和40年代に行った公有水面埋立に伴う漁業補償として防波堤、護岸等を造り、寄贈したことに始まり、その後、船揚場が造成され、現在の姿となった。そのため、漁港区域内に複数のマリーナを擁しており、大都市圏近郊に位置することからも、海洋レジャー、文化発信地としての地域特性を兼ね、観光資源にも恵まれた極めて貴重な社会経済文化的価値を有している。</p> <p>主力漁業は、5トン未満の漁船による覗突、採藻、ワカメ養殖業、刺網等の沿岸漁業であり、ワカメやしらす、カツオ、アジなどが水揚げされるが、磯焼けの影響等により全体的な水揚げ量は減少している。また、市の産業規模に対し水産業の規模は小さく、食料品製造加工、卸売、小売、宿泊飲食サービス（観光）は、市外からの調達が多い。</p> <p>三浦半島・相模湾東部圏域には13の漁港がある中で、小坪漁港は、観光資源に恵まれた漁港であるため、水産業への理解をより深めてもらう拠点として期待されている。</p>						
水産基盤整備事業との関係						
平成26年度から平成29年度までに水産物供給基盤機能保全事業により、外郭施設1施設、係留施設2施設を整備した。						
国土強靱化地域計画との関係						
令和5年3月に策定した逗子市国土強靱化地域計画において、小坪漁港について、漁港施設の老朽化が進んでおり、地震、津波等により漁港の機能が低下すると、水産物が安定的に供給できなくなるおそれがあるだけでなく、施設の機能が低下し地場産業が衰退するおそれがあるため、漁港の新たな活用や施設の老朽化等に対応した事業推進を図り、老朽化対策を加味した漁港整備に取り組むこととしている。						

持続可能な水産物の生産体制構築に向けた取組
サザエ、アワビの稚貝放流を毎年行い、「とる漁業」から「育てる漁業」への転換を図るとともに、水産物の産卵・育成の場として重要な藻場の保全・磯焼け対策として食植生物の駆除や産卵床の設置を実施するなど、資源管理に取り組んでいる。

※ 参考資料として、圏域計画及び国土強靱化地域計画の該当部分が分かる資料を添付。

4 計画の基本方針

現在及び将来の課題・問題点
<p>全国の他の港と同様、漁港施設の老朽化、漁業従事者の高齢化や魚価低迷、水産資源減少、磯焼け進行と自然災害の激化など、多様な問題が深刻化している。</p> <p>漁港ストックの利用適正化を図り、漁業と観光と組み合わせによる賑わいづくりにより漁港を活性化するなど、将来に向けた対策は緊急を要している。</p>
整備の方針
<p>小坪漁港は小規模ながら大都市に近く、隣地に観光レジャー施設が立地していることから、漁業と漁港の新たな活用・活性化を図る漁港ストックの適正化に取り組むもの。</p> <p>事業の推進に当たっては、漁港のストック効果の最大化を図り、漁港の新たな活用・活性化を推進するため、水産加工、直売機能等を備えた複合的事業展開に向けた空間整備を行う。</p>
B/C : -

5 計画内容

	計画期間	計画事業費	備考
全体	R6	12百万円	
うち海岸保全施設			

(漁港施設)

都道府県名	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体名	漁港管理者	漁港所在地
神奈川県	小坪	2110090	1	本土	逗子市	逗子市	逗子市
対象事業・計画本体施設		計画工事種目			単位	計画数量	備考
漁港ストックの利用適正化		漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査計画事業			式	1	

6 計画平面図

別添のとおり

7 写真

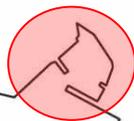
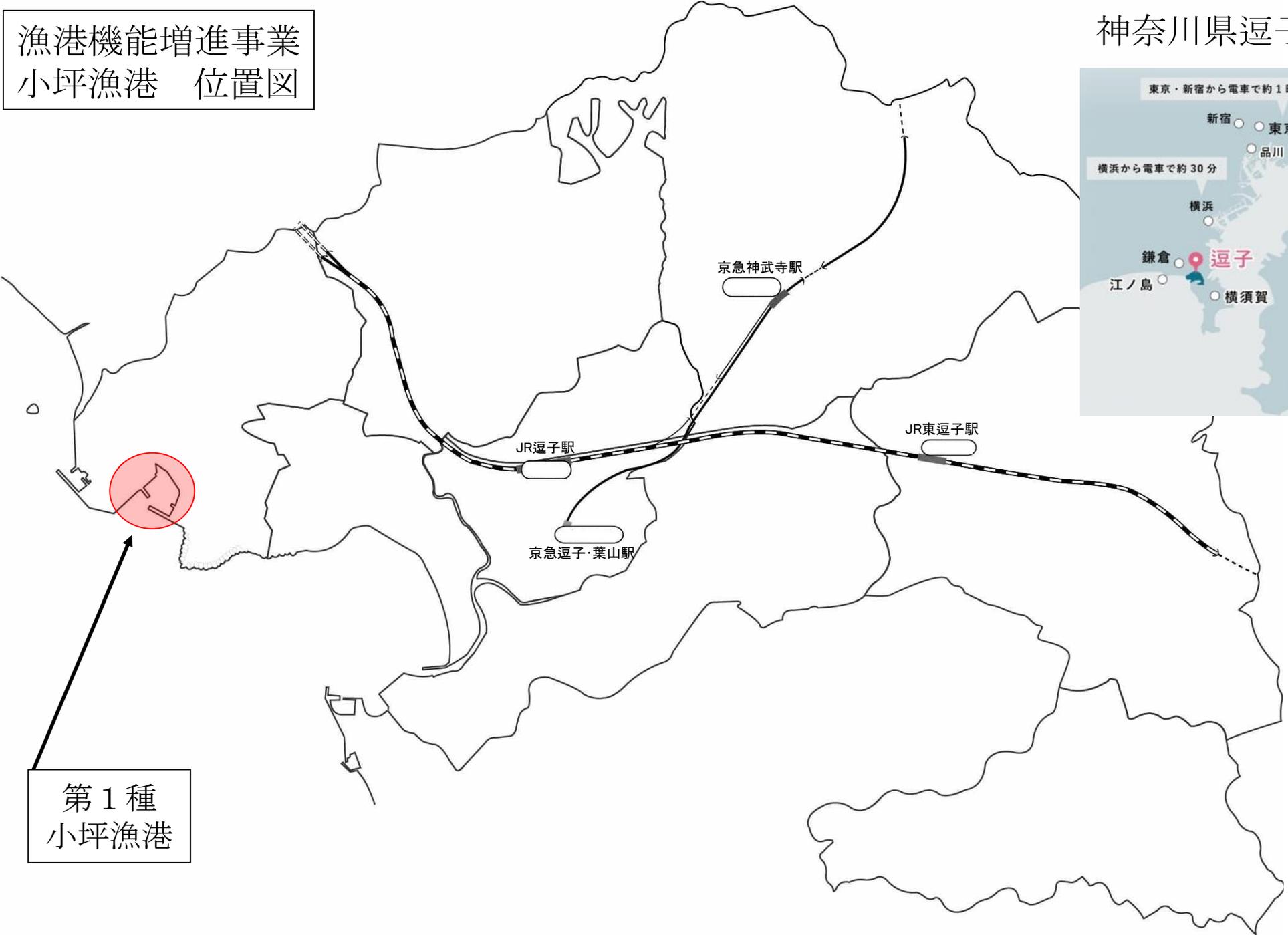
別添のとおり

8 環境負荷低減のチェックシート

別添のとおり

漁港機能増進事業
小坪漁港 位置図

神奈川県逗子市



第1種
小坪漁港

小坪漁港平面図 1/2500



機能増進事業
小坪漁港 計画平面図
神奈川県逗子市

逗子市国土強靱化地域計画

2023 年（令和 5 年）3 月

逗子市

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	地域特性と災害想定	2
1	地域特性	2
2	災害想定	8
第3章	基本目標と事前に備えるべき目標	13
1	基本目標	13
2	事前に備えるべき目標	13
第4章	リスクシナリオと強靱化施策分野の設定	14
1	想定するリスク	14
2	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	14
3	施策分野の設定	16
4	施策の重点化	16
第5章	脆弱性の分析・評価と対応方策	17
1	脆弱性の分析・評価の考え方	17
2	リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価と対応方策	17
目標1	直接死を最大限防ぐ。	18
目標2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	44
目標3	必要不可欠な行政機能は確保する。	58
目標4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	62
目標5	経済活動を機能不全に陥らせない。	68
目標6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	74
目標7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	80
目標8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	88
第6章	計画の推進と進捗管理	102
1	本計画に基づき実施する事業	102
2	計画の見直し	102
別紙	個別事業一覧	

5-4 食料等の安定供給の停滞

脆弱性の分析・評価

1 交通インフラの確保

- ・ 輸送ルートの手断により、市民に食料等を配布できないおそれがあるため、物資の供給が円滑に行えるよう、災害に強い交通ネットワークの整備を進める必要があります。

2 施設の維持管理・更新

- ・ 水産業は、本市唯一の地場産業であるが、漁港施設の老朽化が進んでいます。地震、津波等により漁港の機能が低下すると、水産物が安定的に供給できなくなるおそれがあるだけでなく、施設の機能が低下し地場産業が衰退するおそれがあるため、漁港を新たな活用や施設の老朽化等に対応した事業推進を図る必要があります。

3 施設・備蓄品の整備

- ・ 食料・飲料水等の物資の供給について、発災初期は輸送ルートの手断等により、物資確保や物資輸送が困難となるおそれがあるため、計画的な備蓄に取り組む必要があります。

リスクへの対応方策

1 交通インフラの確保

○ 輸送ルートの確保

②住宅・都市・交通・国土保全

- ・輸送ルートを確保するため、幹線道路等の整備の推進や、民間事業者の協力による海上輸送についても検討し、交通ネットワークの強化を図ります。《都市整備課／防災安全課》

2 施設の維持管理・更新

○ 小坪漁港の整備

⑤産業・物流・エネルギー、⑧老朽化対策

- ・漁港の新たな活用及び活性化に向けて、漁港利用事業者等の意見を踏まえ、老朽化対策を加味した漁港整備に取り組みます。《経済観光課》

3 施設・備蓄品の整備

○ 備蓄品の確保【2-1 再掲】

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ・家庭・事業所等に対して食料等の日常備蓄を行うよう普及啓発し、災害時にでも市民の生活を継続できるよう取り組みます。また、食料等の供給について、関係機関との協定を締結し、協力連携の強化を図ります。また、市が公共施設を整備・改修する際は、備蓄品の保管場所を確保するように働きかけます。《防災安全課》

[別記様式第7号]

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (漁港機能増進事業)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	<input checked="" type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討
	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	<input checked="" type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	<input checked="" type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	<input checked="" type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑤	<input checked="" type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑥	<input checked="" type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	<input checked="" type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨	<input checked="" type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩	<input checked="" type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等
⑪	<input checked="" type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬	<input checked="" type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭	<input checked="" type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮	<input checked="" type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。